

GPA制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人鈴木学園学則・細則に基づき、学校法人鈴木学園(以下「学園」という。)におけるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2 GPA制度により、学生の学習意欲の向上や適切な修学指導に資するとともに、高等教育段階の教育費負担軽減新制度に対応し、留学生や社会人にも公正な教育を提供することを目的とする。

3 GPAは学生自身の履修計画の作成に活用されることを期待し、教員等の修学指導に活用するものとする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各科目5段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント(以下「GP」という。)を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

(成績評価とGP)

第3条 学生が履修した科目の成績の評語及びGPは次表のとおりとする。成績評価は各校の学則・細則の表記による。

評点	GP	評語	成績評価
90点以上	4	基準を大きく超えて優秀である	秀または優またはA
80点以上90点未満	3	基準を超えて優秀である	優またはA
70点以上80点未満	2	望ましい基準に達している	良またはB
60点以上70点未満	1	単位を認める最低限の基準には達している	可またはC
60点未満	0	基準を大きく下回る	不可または不合格

2 前項の規定にかかわらず、学生が履修した科目のうち、合否等により判定する科目は、シラバスに記載する。

ただし、各校の学則・細則の規定により、他学科で履修した科目については、学科会議の議を経て校長が定めるところにより、前項の規定に基づく成績の評価を行うことができるものとする。

(GPAの種類と算出方法)

第4条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「学期GPA」という。)並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA(以下「通算GPA」という。)の二種類とする。

2 学期GPAは、学年末試験のみの通年科目を含める。

3 学期GPAは、修学年数が2年以下の学科は前期末と後期末に算出し、修学年数が3年以上の学科は学年度末に算出する。

4 学期GPA及び通算GPAは、次の式により計算するものとし、算出された数値の小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第二位の値を四捨五入するものとする。

(1) 学期におけるGPA(以下、「学期GPA」という。)は、次の式により計算するものとする。

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた各科目で得たGP} \times \text{当該科目の単位数)の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各科目の単位数の合計}}$$

注) 学期GPは、学年末試験のみの通年科目を含む

注) 単位制でない学科は単位数を時間数に読み替える

(2) 通算するGPA(以下、「通算GPA」という。)は、次の式により計算するものとする。

$$\text{通算GPA} = \frac{\text{(各学期に評価を受けた各科目で得たGP} \times \text{当該科目の単位数)の合計}}{\text{(各学期に評価を受けた各科目の単位数の合計)の総和}}$$

注) 学期GPは、学年末試験のみの通年科目を含む

注) 単位制でない学科は単位数を時間数に読み替える

(GPA対象科目)

第5条 学園の各校シラバス等で示す科目をGPAの対象科目とする。

2 学園の学則・細則等に定める編入学等に伴い学園の科目を学修したものと認定する科目はGPAの対象外とする。

(GPA計算期日)

第6条 GPAの計算は、学年ごとに定められた期日(成績発表日)までに確定した成績に基づいて行う。

(GPAの記載)

第7条 成績通知書や成績証明書には、成績評価(秀・優・良・可・不可またはA・B・C・不合格)のみを記載する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、GPAの取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に行った成績評価及び単位の認定については、なお従前のおりとする。

附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。